

証券コード 6879

2025 年 9 月 2 日

株主各位

東京都港区海岸一丁目 14 番 2 号

株式会社IMAGICA GROUP

代表取締役社長 長瀬 俊二郎

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社の普通株式 3,332,464 株を 1 株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。

以 上

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ

当社は、2025 年 7 月 31 日に公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025 年 7 月 31 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025 年 9 月 2 日から 2025 年 9 月 28 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 9 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

Ⅰ.第Ⅰ号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の詳細は、2025 年 7 月 31 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、3,332,464 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

44,332,830 株

（注）当社は 2025 年 7 月 31 日開催の取締役会において、2025 年 9 月 30 日付で、408,624 株（2025 年 3 月 31 日時点において当社が所有していた全ての自己株式 444,809 株から 2025 年 7 月 25 日付で当社

の役員等に対する株式報酬として処分された 36,185 株を控除した株式数)を消却(以下「本自己株式消却」といいます。)することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、本自己株式消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

44,332,843 株

(注)当社は 2025 年 7 月 31 日開催の取締役会において本自己株式消却を行うことを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が 2025 年 5 月 9 日に提出した当社決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式数(44,741,467 株)から、本自己株式消却において消却を行う予定の自己株式数(408,624 株)を除いた株式数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

13 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

52 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、三日月株式会社(以下「公開買付者」といいます。)及び株式会社クレアート(以下「クレアート」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数については、その合計数(会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第 235 条第 1 項の規定により、その合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の当社株式(以下「本端数相当株式」といいます。)を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定にしたがって売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及びクレータのみとすることを目的として行われるものであること、また、当社株式が 2025 年 9 月 29 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 9 月 30 日時点の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が 2025 年 5 月 12 日から 2025 年 6 月 20 日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 795 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

株式会社 IMAGICA GROUP (当社)

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、2025 年 7 月 31 日現在、本端数相当株式の売却代金の支払のための資金に相当する額の現預金を有しており、また、当社において、本端数相当株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

したがって、当社は、本端数相当株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025 年 10 月上旬から同月中旬を目途に、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所に対して、本端数相当株式を売却し、当社において本端数相当株式を買い取ることにについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025 年 10

月下旬から11月上旬を目途に本端数相当株式を買い取り、その後、それによって得られた代金を株主の皆様
に交付するために必要な準備を行った上で、2025年12月上旬から2026年1月中旬を目途に、当該代金
を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から本端数相当株式の売
却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本端数相当株式の売却が行わ
れ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2.第2号議案(定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変
更の内容の詳細は、2025年7月31日付当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、当該定款一部変更は、本株式
併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年10月1日に効力が発生する予定で
す。

- (1) 本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合に
は、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社の発行可能株式総数が52株に減少することとなります。か
かる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変
更するものであります。
- (2) 本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合に
は、当社の発行済株式総数は13株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力
が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第
7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株式についての権利)の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数
の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合に
は、当社株式は上場廃止となるとともに、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及びクレーアートのみとなる
予定であるため、株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併
合の効力が生じることを条件として、定款第15条(電子提供措置等)及び定款附則第2条の全文を削除するとと
もに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3.株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2025 年 9 月 2 日 (火)
②	整理銘柄指定日	2025 年 9 月 2 日 (火)
③	当社株式の最終売買日	2025 年 9 月 26 日 (金) (予定)
④	当社株式の上場廃止日	2025 年 9 月 29 日 (月) (予定)
⑤	本株式併合の効力発生日	2025 年 10 月 1 日 (水) (予定)

以上